
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 12 号
令 和 4 年 3 月 18 日
掲 示 済

那覇市監査委員	渡	口	勇	人
同	宮	城		哲
同	城	間		貞
同	奥	間		亮

令和 3 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき講じた措置について
（公表）

令和 3 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、那覇市長及び那覇市上下水道事業管理者から通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項後段の規定により、次のとおり公表する。

令和 3 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき講じた措置

○ 第一牧志公設市場建設工事（建築）

- (4) 着手前の技術調査について
イ 設計図書及び特記仕様書について

(ア) 指摘事項等（注意事項）

特記仕様書の内容を変更する際、公共建築工事標準仕様書の年度変更など軽微なものとして、メールで済ませたものがあった。軽微なものでもメールではなく、工事打合せ簿など指示書において行う必要がある。

□ 上記事項に関する措置

特記仕様書に記載された公共建築工事標準仕様書等の図書の年度変更については、書面による指示書に改めました。今後は、特記仕様書の内容変更が軽微なものであっても、工事打合せ簿による指示書により対応します。

(イ) 指摘事項等（要望事項）

特記仕様書の「①一般共通事項 ⑦施工図等 (3) 施工計画書等の提出時期」において「施工計画書は契約後 30 日以内」となっているが、一方、「現場説明書」では「その部分の施工にかかる 15 日前まで」となっている。両者を一体的に理解できるよう特記仕様書の記述を工夫されたい。

□ 上記事項に関する措置

施工計画書の提出時期については、「建築工事特記仕様書」と「現場説明書」を一体的に理解ができるよう、今後、関係各課と調整し、記述の仕方を見直し是正します。

(ウ) 指摘事項等（要望事項）

構造特記仕様書の「Ⅱ-2 特記仕様書の取扱い」で提出を求める施工計画書と実際に提出された施工計画書の標題に差異がある。発注者が要求する施工計画書の内容に見合う施工計画書は提出されており問題はないが、特記仕様書の表現を工夫する等の措置を検討されたい。

□ 上記事項に関する措置

今後、特記仕様書の標題については、建築工事監理指針で求める書類を参考に整理を行います。

ウ 積算について

(ア) 指摘事項等（注意事項）

公共工事の品質確保の促進に関する法律第 7 条第 1 項では、「市場における労務及び資材等の取引価格を的確に反映した積算を行う」ことを発注者の責務としている。このため、発注時期に近い単価を採用することが必要となるが、本工事では単価採用時期（令和元年 5 月）と発注時期（令和 2 年 4 月）に 1 年の差がある。これは、「入札不落 2 回などにより、その遅れを取り戻すために発注準備期間の短縮を図り、単価見直しの作業を省いたことによる」とのことであるが、法の趣旨から離れた対応となるので、今後改善するようにされたい。

□ 上記事項に関する措置

今後は、関係法令を遵守し対応します。

(5) 着手後の技術調査について

ア 施工管理

(7) 指摘事項等（要望事項）

総合施工計画書は、大目次と総論では必要事項を満たしているが、記述内容に不十分な点が見受けられる。特記仕様書、現場説明書、質問回答書等で発注者が要求している事項についての実施方針を理解できる記述が必要である。特に、計画工程、現場組織表、安全管理、施工監理計画、交通管理、環境管理など、全体的な工事管理（特記仕様書の一般事項等）や個別の施工計画書で詳述されない事項等については、総合施工計画書において具体性のある記述がされている必要がある。今後、総合施工計画書の細目次を示す、施工計画書記載事項チェックシートを充実する等の措置を検討されたい。

また、施工計画書には頁を付けるよう指導されたい。

□ 上記事項に関する措置

今後、全体的な工事管理については、総合施工計画書において具体性のある計画が分かるよう、建築工事施工チェックシートや施工計画書作成要領を参考に、記載内容を検討します。

(4) 指摘事項等（注意事項）

施工計画書について、当初、工事着手前に提出されているが、変更指示等に伴う改定の際、その変更に係る工事に着手する前に提出がされていなかった。当該変更に係る工事の着手前までに提出するよう指導・監督されたい。

□ 上記事項に関する措置

施工計画書の内容に変更が生じた場合、今後は、当該変更に係る工事の着手前までに、変更施工計画書を提出するよう指導します。

カ 環境管理

(7) 指摘事項等（注意事項）

総合施工計画書における「再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書」について、「再生クラッシュラン」の使用を予定しているが、その規格、利用用途や利用量など、必要事項の記載がないので、必要事項はしっかり記載するよう指導されたい。

□ 上記事項に関する措置

今後は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書に記載する項目に記入漏れが生じないように指導します。

キ 安全管理

(7) 指摘事項等（要望事項）

安全管理は元請負者が統括するため、総合施工計画書には、安全衛生協議会の組織、日常安全活動、安全管理活動サイクル、教育計画、建設機械点検、化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に係る安全データシート（SDS）など、具体的な取り組み内容について記載されるよう検討されたい。また、交通安全管理について別章を設けて記載されるよう検討されたい。

□ 上記事項に関する措置

元請負者が統括する安全管理について総合施工計画書に記載する場合、今後は、具体的な取り組み内容が分かるように、施工計画書作成要領を参考に、記載内容を検討します。

○ 令和3年度福州園再整備工事（土木）

(4) 着手前の技術調査について

イ 設計図書及び特記仕様書について

(7) 指摘事項等（要望事項）

接合部検査は、数量総括表に明示されているが、検査方法等がわかるように特記仕様書等に明示するようにされたい。

□ 上記事項に関する措置

今後は、特記仕様書の補足事項に明記します。

(5) 着手後の技術調査について

ア 施工管理

(7) 指摘事項等（要望事項）

当初の施工計画書では、主要資材の記述漏れや交通整理員の配置図が整備されないなど、記載内容に不十分な点があった。そのため、市監督員の指導等により記載内容が追加され、発注者が要求している事項について、双方が理解できる記述がなされたとのことである。引き続き、適切な施工計画書の作成に取り組まれたい。

□ 上記事項に関する措置

今後も、適切な施工計画書となるよう指導します。

ウ 品質管理

(7) 指摘事項等（要望事項）

品質管理では、防水シート工について記載されているが、他の工種については記載が無い。それは、土木工事共通仕様書にそれら工種の記載がないからとのことであるが、記載のない工種につ

いては、公園緑地工事施工管理基準（国土交通省都市局公園緑地・景観課、平成 24 年度版）など他の技術基準等から引用するなどして施工計画書に記載し、実施するよう指導されたい。

□ 上記事項に関する措置

他の技術基準等を引用し施工計画書へ明記しました。今後、施工計画書に記載する項目に不足が生じないよう指導します。

(イ) 指摘事項等（要望事項）

段階確認予定一覧表が施工計画書に記載されていなかった。効率性の観点からしても、事前に確認項目、確認時期等を検討させ、施工計画書に記載させるよう、指導されたい。

□ 上記事項に関する措置

段階確認予定一覧表を施工計画書へ明記しました。今後、施工計画書は、効率性の観点から、確認項目や時期等を明記するよう指導します。

エ 出来形管理

(ア) 指摘事項等（要望事項）

品質管理と同様に土木工事共通仕様書、公園緑地工事施工管理基準等を引用するなどして、全ての工種毎の管理基準、出来形管理の方法を施工計画書に記載し、実施するよう指導されたい。

□ 上記事項に関する措置

他の技術基準等を引用し施工計画書へ明記しました。今後、施工計画書に記載する項目に不足が生じないよう指導します。

オ 写真管理

(ア) 指摘事項等（要望事項）

品質管理と同様に土木工事共通仕様書、公園緑地工事施工管理基準等を引用するなどして、全ての工種毎の写真管理の方法を施工計画書に記載し、実施するよう指導されたい。

□ 上記事項に関する措置

他の技術基準等を引用し施工計画書へ明記しました。今後、施工計画書に記載する項目に不足が生じないよう指導します。

(7) 現場調査

ア 現場施工状況

(ア) 指摘事項等（注意事項）

桃花溪の石積みにおいては、既設防水シートの上で作業をしている。防水シートを傷めることがないよう保護策を講じるよう指

導・監督されたい。

☐ 上記事項に関する措置

既設防水シートへの保護策を講じるよう指導し、改善を確認しました。

○ 令和２年度那覇新港ふ頭地区配水管布設工事

(5) 着手後の技術調査について

ア 施工管理

(7) 指摘事項等（要望事項）

水道工事以外の施工管理基準も組み合わせて工種別の施工管理基準を適用することは適切であるが、適用基準には年度を記入するよう指導されたい。

また、施工計画書には頁を付けるよう指導されたい。

☐ 上記事項に関する措置

今後、施工計画書に、適用基準年や頁等を明記するよう指導します。

ウ 品質管理

(7) 指摘事項等（要望事項）

段階確認予定一覧表が施工計画書に記載されていなかった。効率性の観点からしても、事前に確認項目、確認時期等を検討させ、施工計画書に記載させるよう、指導されたい。

☐ 上記事項に関する措置

今後、施工計画書に、効率性の観点から、段階確認項目や時期等を明記するよう指導します。

(6) その他

(7) 指摘事項等（要望事項）

完成時の成果品については紙での提出となっているが、今後、電子納品について検討されたい。

☐ 上記事項に関する措置

一部紙での提出となっている成果品につきましては、今後、他の水道事業体等の運用状況などを検証し、電子納品について検討します。